

地域で安心して暮らせるよう支援します

日常生活自立支援事業・成年後見制度

権利擁護ガイドブック

日常生活
自立支援事業

成年後見制度

地域包括
支援センター



西濃地区 社会福祉協議会

大垣市社会福祉協議会と社会福祉法人（西濃地域社会福祉協議会および社会福祉関係施設）
による西濃地域成年後見支援センター業務連携に関する協定書

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と 社会福祉法人大東福祉会 特別養護老人ホーム ゴールドライフ大東 （以下「乙」という。）とは、西濃地域成年後見支援センター（以下「センター」という。）業務の充実と強化のため、お互いに支援・協力することに合意し、以下の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、社会福祉法人として社会的存在意義とその使命を自覚し、それぞれが有する人的資源や物的資源並びに知的財産を有効に活用して、センター業務の充実と西濃地域における権利擁護支援推進強化に、お互いに支援・協力することを目的とする。

（支援・協力事項）

第2条 本協定により支援・協力する業務連携活動は、次に掲げる事項とする

（1）甲の役割

- ① センターの設置及び運営に関する規程に基づく業務。
- ② センター業務実施に基づく業務。
- ③ 上記の業務に従事する職員（後見専門員、後見支援員）の配置と援助。
- ④ センター運営のための負担金の拠出。

（2）乙（市町社会福祉協議会）の役割

- ① センター設置及び運営に関する規程第6条（事業内容）第1項、第2項に基づく業務に従事する職員の配置と援助。
- ② センター業務実施第7条（財産の保管）に基づく業務。
- ③ センター業務実施第7条（財産の保管）に基づく支援業務に係る通帳及び印鑑等の保管については、別途覚書を締結する。
- ④ 上記の業務に従事する職員（相談専門員、後見支援員）の配置と援助。
- ⑤ センター運営のための負担金の拠出。

（3）乙（社会福祉法人関係施設）の役割

- ① センター設置及び運営に関する規程第6条（事業内容）第1項、第2項に基づく業務に従事する職員の配置と援助。
- ② センター運営のための負担金の拠出。（入所床当たり1,000円）

（連携窓口と担当者の設置）

第3条 甲と乙は、本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口と担当者を定め、協定の運用等について必要な協議を行なうものとする。

（公表の事前協議）

第4条 甲と乙は、本協定書により得た成果と情報を連携以外の目的に使用してはならず、第三者に対して公表する場合は、事前協議を行なうものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲と乙は、業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協定の解除)

第6条 甲と乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この協定書の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由によらないで、この協定を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由によらないで、この協定条項に違反したとき。

(履行の決定)

第7条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(協定業務報告)

第8条 甲は乙に対して、年に1回の事業実績を報告しなければならない。

(定期の報告)

第9条 乙はいつでも甲に対して、この協定の履行状況について報告を求めることができる。

(協定の期間)

第10条 本協定の期間は、平成26年4月1日より平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲と乙いずれからも特段の申し出がない場合は、引き続き1年間効力が延期されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に関して疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ解決するものとする。

この協定の証として、この協定書2通を作成し、甲・乙ともに記名押印のうえ、各自一通を保持する。

平成 26 年 3 月 26 日

甲 大垣市馬場町 124 番地
社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会
会 長 山 岡 泰 利



乙 岐阜県大垣市東前1丁目79番地
社会福祉法人大東福祉会
理事長 杉 原 浩 志

